

和幸保育園の運営についての  
重要事項に関する規程  
(運営規程)  
0604 改訂版

社会福祉法人和幸園  
和 幸 保 育 園

## 和幸保育園の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)

### (施設の目的及び運営の方針)

第1条 社会福祉法人和幸園が設置する和幸保育園（以下「当園」という。）は、保育が必要な子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

2 当園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)並びに青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年青森市条例第34号)及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年青森市条例第28号)その他の関係法令を遵守して運営する。

### (名称及び所在地)

第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 和幸保育園
- (2)所在地 青森市長島二丁目1番12(本園)

### (提供する保育の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づいて、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、適切な環境を通して、保育を行う。

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当園に次のとおり職員を置く。

- (1)園長 1名
- (2)主任保育士 1名
- (4)副主任保育士 7名
- (5)保育士 22名
- (6)調理員 2名
- (7)嘱託医 1名
- (8)嘱託歯科医 1名
- (9)管理栄養士 1名

上記職員数は入所児童数等によって変更することがある。また、上記職名以外の職員を園長の判断で配置することがある。(上記には短時間職員を含む)

- 2 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 主任保育士は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。
- 4 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
- 5 保育士は、園児の保育をつかさどる。
- 6 嘱託医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。
- 7 嘱託歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。
- 8 事務職員は、当園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- 9 上記2から8項の詳細、及びその他の職務分担は就業規則第4条別表1の職務分担に定める。

(開園時間)

第5条 本園の開園時間は、7時から21時までとする。

(保育を行う日及び行わない日)

第6条 当園において、通常保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日

(2)12月29日から翌年の1月3日までの日

(3)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4)上記(1)から(3)は通常保育における休業日で、一時預かり及び休日保育を除く。

(保育等を行う時間)

第7条 当園において、保育を行う時間は、保育標準時間認定を受けた子どもについては7時から18時までの11時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とし、保育短時間認定を受けた子どもについては8時から16時までの8時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に定める時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、下記の通りの範囲内で、時間外保育(延長保育)を行うものとする。ただし、休日は休日保育時間帯に限る。

(1)保育標準認定を受けた子どもは、次の3つの延長保育の中から、月単位又

は日掛けで申し込み、時間外保育を受けることができる。

1 時間延長 18時から19時

2 時間延長 18時から20時

3 時間延長 18時から21時

(2) 保育短時間認定を受けた子どもは、次の2つの延長保育と上記の3つの延長保育の中から、月単位で必要な延長保育を組み合わせることができる。

7 時から8時までの1時間

16時から18時までの2時間

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園を利用する2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者は、当園保護者が居住する市町村が定める額の保育料を、当該市町村に支払うものとする。

2 当園においては、次の表に掲げる費用について、同表に掲げる額の支払いを保護者から受けるものとする。なお、給食食材費は、原則として、ゆうちょ銀行の口座振替とする。口座振替が難しい場合は、別途対応することとする。

一時預かり(一般型)		利用料	食事代
		日 額:2,000 円 昼食・おやつ付き(9時から16時) 1時間:500 円	1食 300 円
延長保育		1時間型・午後6時から午後7時まで(おやつ付き) 保育料 月額 3,500 円 日掛け 日額 1,200 円 2時間型・午後6時から午後8時まで(夕食付き) 保育料 月額 6,000 円 日掛け 日額 2,000 円 3時間型・午後6時から午後9時まで(夕食付き) 保育料 月額 6,000 円 + 30分 500 円(午後8時以降) 日掛け 日額 2,000 円 + 30分 500 円(午後8時以降)	
給食食材費 (2号認定子ども)	主食	月額	0 円
	副食	月額	4,700 円

※給食食材費の副食については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合がある。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第9条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 2号認定子ども 75人

(2) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 50人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 25人

(利用の開始)

第10条 当園の利用については、青森市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(転園又は退園)

第11条 転園又は退園しようとする子どもの保護者は、所定の様式にて園長または青森市に願い出るものとする。

(利用の終了)

第12条 当園は、次に掲げる場合に、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき
- (3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急等における対応方法及び非常災害対策)

第13条 当園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、囑託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、青森市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、一月に一回以上の避難訓練及び消火訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 当園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修等を定期的に行う。

(個人情報保護に対する基本方針)

第16条 当園が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを厳守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言する。

(利用者の意見・要望・苦情・不満を解決するため仕組み)

第17条 利用者から、当園に対する様々な意見・要望・苦情・不満について、適切な対応とその解決を図るため、和幸保育園利用者の意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みに関する規程を定め要綱を園内に掲示すると共に、管理者直通、意見要望専用のメールアドレスを開示する。

(利用者との連絡について)

第18条 東日本大震災の反省から、緊急時の連絡を目的に携帯メール連絡網システムを導入。このシステムの定期的運用と共に、ホームページ及びフェイスブック、X等のSNSとの併用で、複数の緊急連絡手段の確保を図る。

附則

本規程は、社会福祉法人和幸園和幸保育園の各種就業規則との整合性を図りつつ、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年青森市条例第74号)第16条第2項の規定により定める。

また、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年青森市条例第28号)第20条第1項の規定により、[運営規程]をも兼ねるものとする。

本規程は和幸保育園利用に際し、当園の理解を深めて頂くためのものであり、労働法上の就業規則とは対象、目的を別にするものであり、同内容を記していてもその性質は異なる。

# 重要事項説明書

( 令和 7 年 4 月 1 日 )



社会福祉法人 和幸園  
和幸保育園



# 和幸保育園 重要事項説明書

## 保育園の概要

設置者	社会福祉法人 和幸園						
種別	保育所						
保育園の名称	和幸保育園						
所在地	青森市長島二丁目1番12						
電話番号・FAX	電話 (017)776-4826 FAX (017)776-1940						
ホームページ	<a href="http://www.aomori-wako.com/">http://www.aomori-wako.com/</a>						
施設長氏名	今村 真由美						
開設年月日	昭和 42 年 9 月 1 日						
利用定員 (年齢別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	2号 定員	—	—	—	70 人		
	3号 定員	10 人	20 人	20 人	—	—	—



保育を提供する曜日・時間・休園日等

開所している時間：7時00分～21時00分

開所している時間：8時00分～19時00分（日・祝日）

曜 日	月曜日～土曜日
時 間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時00分～18時00分(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 8時00分～16時00分(8時間)
休 園 日	日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

利用者負担その他の費用等

当園においては、次の表に掲げる費用について、同表に掲げる額の支払いを保護者から受けるものとする。

		利 用 料		食 事 代
一時預かり(一般型)		日額：2,000円昼食・ おやつ付き(9時から16時) 1時間：500円		1食 300円
延長保育 (標準時間)		1時間型・18時から19時まで(おやつ付き) 保育料月額3,500円 日掛け日額1,200円 2時間型・18時から20時まで(夕食付き) 保育料月額6,000円 日掛け日額2,000円 3時間型・18時から21時まで(夕食付き) 保育料月額6,000円+30分500円(午後8時以降) 日掛け日額2,000円+30分500円(午後8時以降)		
延長保育 (短時間)		① 朝1時間型 7時から8時まで 月額2,000円 ② 夕1時間型 16時から17時まで 月額2,000円 ③ 夕2時間型 16時から18時まで 月額4,000円 ① 朝1時間型 7時から8時まで } 月額4,000円 ② 夕1時間型 16時から17時まで } ① 朝1時間型 7時から8時まで } 月額6,000円 ③ 夕2時間型 16時から18時まで }		
給食食材費	主食	月額	0円	原則、副食費は毎月27日にゆうちょ銀行で口座振替とする
	副食	月額	4,800円	

※給食食材費に副食については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

緊急時における対応

保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

また、園児の引渡しについては、原則として保護者又は保護者に代わる家族の方に直接行いますが、災害等発生時には、状況に応じてあらかじめ指定した方法により行います。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、園が責任を持って対応しますので、あらかじめ御了承願います。

東日本大震災の教訓から、保護者の方には、携帯メール連絡網システムにご登録いただき、緊急連絡時に使用します。また、緊急時に円滑活用するために、日常の連絡にも同システムを利用しシステム習熟を図ります。

警察、消防、行政機関のみでなく警備保障会社と契約・連携し緊急時対応をいたします。(機械警備、独自の通報システム、訓練・対応指導等)

## 利用の開始及び終了等に関する事項

### (1)利用の開始

当園の利用については、青森市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

### (2)転園又は退園

転園又は退園しようとする子どもの保護者は、所定の様式にて園長または青森市に願い出るものとする。

### (3)利用の終了

当園は、次に掲げる場合に、保育の提供を終了するものとする。

(1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき

(3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

## 非常災害時の対策・防犯対策

避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 年3回、警備会社、防災設備事業者と共同で、 総合防災訓練を実施。
-------	--

防災設備	通報装置、火災探知機、煙感知器、熱感知器、誘導灯、消火器等を備えています。
防犯設備	機械警備システム、緊急通報装置、自動鍵、防犯カメラ、さすまた、防犯ブザー、防護盾、催涙ガス、スタンガン等を備えています。

## 避難場所

避難場所	長島小学校、青い森公園、消防合同庁舎、青森県庁等
その他	大野和幸園、和幸セントラルハウス

## 賠償責任保険の加入状況

保育園賠償責任保険及び保育園児等傷害保険に加入済み

## 利用者との連絡について

東日本大震災の反省から、緊急時の連絡を目的に携帯メール連絡網システムを導入。このシステムの定期的運用と共に、ホームページ及びフェイスブック等のSNSとの併用で、複数の緊急連絡手段の確保を図る。

## 個人情報保護に対する基本方針

別紙の通り

## 和幸保育園利用者の意見・要望等の相談委員会設置について

別紙の通り

## ご意見・要望・相談専用アドレス開設

別紙の通り

## 転所や転居などに対するサービスの継続性に対するお知らせ

別紙の通り



# 社会福祉法人和幸園 和幸保育園

## 個人情報保護に対する基本方針

### 1. 基本方針

当園が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを厳守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

### 2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

### 3. 安全性確保の実践

- (1) 当園は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

### 4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当園が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、下記で個人情報管理責任者並びに個人情報管理者がお受けいたします。お気軽に職員までお申し出下さい。

〒 030-0861

青森県青森市長島 2 丁目 1 番地 1 2

TEL 017-776-4826

FAX 017-776-1940

社会福祉法人和幸園 和幸保育園



# ご意見・相談・苦情等 専用アドレスのお知らせ

下記の通り、2種類のアドレスをご用意いたしました。

お気軽にご利用下さい。

## 園長直通アドレス

[enncho01@aomori-wako.com](mailto:enncho01@aomori-wako.com)

## ご意見・苦情専用アドレス

[ikenbox@aomori-wako.com](mailto:ikenbox@aomori-wako.com)

件名の無いものや、匿名、フリーアドレスからのメールはセキュリティの関係上承れません。ご理解の上、件名、御名前、連絡先をご記入の上ご利用下さい。



## 転所や転居などに対する サービスの継続性に対するお知らせ

- 保護者の方々のご希望があれば、転所先への園児の情報提供が可能です。
- ご希望があれば、転居先での子育て支援サービスの状況をお調べして提供することも可能です。
- 当園には在園児の記録が一定年月保存されています。必要な時はご一報下さい。
- 個人情報の開示等に関しては個人情報管理責任者が担当します。
- 子育て支援情報に関しては地域子育て支援センターが対応いたします。